

第3 一般募集

1 一般募集における出願資格

第1の2（1ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第7の2（15ページ）による。

2 川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員

川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員は、募集人員の10%程度の範囲内とする。

詳細は、川越市立川越高等学校の募集要項に定める。

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

イ 入学選考手数料

(ア) 県立高等学校への志願者は、入学選考手数料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

(イ) 市立高等学校への志願者の入学選考手数料及び納入方法は、次のとおり高等学校を設置する市が定める。

	入学選考手数料	納入方法	所定用紙
さいたま市	2,200円	振込により納付する。 なお、出願書類を志願者が持参する場合、現金で納付することも可。	納付書兼領収書
川 口 市	全日制の課程 2,200円 定時制の課程 950円	振込により納付する。	納付書兼領収書
川 越 市	2,200円	振込により納付する。	納入通知書兼領収書

市立高等学校への志願者は、入学選考手数料を所定用紙により指定の金融機関で納入し、受領済印が押印された所定用紙を、「入学願書」の裏面に貼付し提出すること。なお、所定用紙には志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。

(ウ) いずれの場合でも、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

全日制の課程及び定時制の課程を併置する高等学校のそれぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 送付票（様式20）を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和4年2月10日（木）を配達指定日とすること。	令和4年2月10日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式21）を交付する。
受検票の 交付	志願先高等学校長は、「受検票」を2月15日（火）午前11時までに投函する。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和4年2月10日（木）を配達指定日とすること。	令和4年2月14日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月15日（火） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	志願先高等学校長は、「受検票」を2月15日（火）午前11時までに投函する。	志願先高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間 及び 受付時間	令和4年2月10日（木）を配達指定日とすること。	令和4年2月14日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月15日（火） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なおアの(ア)により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「入学願書等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

5 第2志望

同一課程に2学科以上ある高等学校、普通科でコース等を設置する高等学校、2部又は3部制の高等学校及び県立いずみ高等学校において同一の資料によって選抜ができる場合は、当該高等学校長は第2志望を認めることができる（〔別表4〕）。

第2志望を希望する場合の「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科（コース等）名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

6 第2志望に準ずる志望

複数の学科・コース等を有する高等学校において、同一の資料によって選抜ができないことにより学科・コース等間の第2志望を認めることができない場合においても、次の(1)及び(2)に従い、第2志望に準ずる志望を認めることができる（〔別表5〕）。

- (1) 選抜は、選抜対象者数が募集人員より少ない学科・コース等でのみ実施する。
- (2) 選抜は、すべての学科・コース等の選抜を終えたのち、第2志望に準ずる志望を希望した志願者を対象に行う。

第2志望に準ずる志望を希望する場合の「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科（コース等）名を記入すること。第2志望に準ずる志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

7 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和4年2月17日（木）から2月18日（金）まで
受付時間は、2月17日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月18日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

ア 入学選考手数料

- (ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。
- (イ) 定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に不足分の額の埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。
- (ウ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。
- (エ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」(様式8)が提出された場合は、当該高等学校長は「志願先変更証明書」(様式9)を交付する。

(3) 同一校の学科間等における志願先変更

同一校の学科間等において志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、出願している高等学校長に持参により提出した後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

(4) 第2志望(第2志望に準ずる志望を含む。以下同じ。)のみの変更

(3)による。その際、受検票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

8 志願取消

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに志願先高等学校長に持参により提出する。

9 学力検査

- (1) 志願者は、令和4年2月24日(木)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、追検査を受検する場合は「14 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
なお、〔別表8〕にある学校では、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。
- (4) 学力検査会場は、志願先高等学校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~ 9:20	9:25~ 10:15 (50分)	休 憩	10:35~ 11:25 (50分)	休 憩	11:45~ 12:35 (50分)	昼 食	13:30~ 14:20 (50分)	休 憩	14:40~ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。
- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、第14(26ページ)による。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に関する対応は「17 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い」(7ページ)に記載する。

10 実技検査

- (1) 次の学科・コース等の志願者は、実技検査を受検しなければならない。
 - ア 芸術系学科（美術科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）の志願者
 - イ 体育科及び体育コース・スポーツコースの志願者
 - ウ スポーツサイエンス科の志願者
 - エ 県立伊奈学園総合高等学校のスポーツ科学系及び芸術系の志願者
- (2) 外国語科・外国語コース等においては、英語による問答を内容とする実技検査を実施することができる。
- (3) 詳細については、第4（8ページ）による。

11 面接

- (1) 実技検査を実施しない学科・コース等においては、面接を実施することができる。
- (2) 詳細については、第5（13ページ）による。

12 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

13 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
日時	令和4年3月4日（金）午前9時	令和4年3月4日（金）午前10時
場所	・県立高等学校（URL等は別途定める。） ・市立高等学校 各校のホームページ	志願先高等学校
方法	受検番号を発表する。 高等学校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和4年3月4日（金）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から交付書類を受け取る。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て志願先高等学校長に持参により提出する。

14 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和4年3月7日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和4年2月25日（金）に実施する実技検査・面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。
 - ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
 - イ 一部受検者※1
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに志願先高等学校長に連絡とともに、「追検査受検願」（様式16）を令和4年2月25日（金）正午までに志願先高等学校長に提出する。
- (3) 志願先高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
なお、〔別表8〕にある学校では、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施する。

※1 一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。

- (5) 「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、令和4年2月25日(金)の実技検査及び面接を実施しない。また、追検査においても実技検査・面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集、定時制の課程における特別募集においては、令和4年3月7日(月)に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、志願先高等学校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。
- (7) 高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。
- (8) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和4年3月9日(水)
方法	電話による発表とする。詳細は別途定める。

ア 入学許可候補者は、令和4年3月9日(水)に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から交付書類を受け取ること。

イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、13の(3)に準ずる。

15 成績及び諸活動等の記録通知書

出身中学校長は、第15(27ページ)に定めるところにより、「成績及び諸活動等の記録通知書」(様式2)を作成し、令和4年2月1日(火)までに、志願者の保護者に通知する。

16 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業者を含む)で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。

17 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、学力検査・実技検査・面接を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者^{※2}は、学力検査のみ受検できる。

なお、学力検査を受検できなかった志願者は、追検査を受検することができる。

ア 保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者(次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者をいう。)

(ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者

(イ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者(一定の条件を満たす濃厚接触者は除く。)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の初期スクリーニング(自治体によるPCR検査等)を受けているものの、学力検査当日までに検査結果が出ていない者

(エ) 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されている者

イ 検査当日に「健康状態チェックリスト(仮称)」に基づき体調確認を行い、チェックリストの項目に該当する症状等がある志願者

なお、「健康状態チェックリスト(仮称)」は別途定める。

(2) 追検査当日に、(1)のアに該当する志願者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。なお、一定の条件を満たす濃厚接触者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集、定時制の課程における特別募集の志願者には、面接は実施しない。

※2 一定の条件を満たす濃厚接触者とは、次の(ア)、(イ)、(ウ)の全てを満たす志願者のことをいう。

(ア) 当日も無症状である。

(イ) 初期スクリーニングの結果、陰性である。

(ウ) 検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。